

第6回ユネスコ国際成人教育会議※(於:韓国、水原)中間会議 報告会

世界の成人教育の動向と日本の課題

ーすべての人に質の高い生涯学習の機会を保障するためにー

持続可能な開発目標※※4 (SDG4) ※、※※とも裏面参照

2017年10月25日から27日、韓国の水原市(スオオン)で「第6回国際成人教育会議 中間会議(CONFINTEA VI Mid-Term Review Conference)」が開催されました。テーマは「成人学習の力:2030年のビジョン」でした。社会教育、成人教育に携わる政府、市民社会組織、国際組織が集い、第6回会議からの6年間になされてきた成果をもちより、問題を位置づけ、今後の成人学習・教育のための課題について議論しました。この会議での成果文書は、SDG4に沿って成人学習・教育の2030年へのビジョンとして共有され、第7回会議に向けた準備に土台とされます。

この報告会では、本会議や前日に開催された市民社会組織フォーラム(ICAE<国際成人教育協議会>)の報告とともに、成人教育の市民社会組織がこれまでに準備してきた過程もふりかえり、この6年間の世界の動向、日本の社会教育の課題との関連についても議論します。同時期に来日予定のICAE現会長のサンディ・モリソンさんにも参加いただきます

日時: 2018年1月7日(日)10:00~13:00

場所: 法政大学 市ヶ谷キャンパス ボアソナ-ドタワー

24階 A会議室



プログラム

- 報告 1 会議概要の紹介ー教育の「質」についての議論も含めて
近藤牧子 (早稲田大学非常勤講師・開発教育協会)
- 2 会議に向けた市民社会組織の動き
サンディ・モリソン ICAE 会長・ワイカト大学
(アオテアロア/ニュージーランド)
野元弘幸 (首都大学東京)
- 3 会議の成果と課題ー第6回ベレン会議からの6年を振り返って
荒井容子 (法政大学・社会教育推進全国協議会)
- 4 その他の会議参加者から
藤村好美(群馬県立女子大学)
長岡智寿子(日本女子大学学術研究員)

終了後、希望者で懇親会を行いたいと思います。

主催: 第6回国際成人教育会議のための国内「草の根会議」(荒井容子・法政大学 ほか)

協力: 日本社会教育学会・首都大学東京 (野元弘幸・首都大学東京)

申し込み:

①お名前 ②ご所属 を明記のうえ、メールタイトルに「ユネスコ会議報告申し込み」と記載のうえ、EZI01434@nifty.ne.jp (野元弘幸) までご連絡ください。

※ユネスコ国際成人教育会議とは

1949年に第1回がエルシアノ（デンマーク）で開催されて以来、ほぼ12年に一度開かれてきました。第4回のパリ会議（フランス、1985）で採択された「学習権宣言」では、学習が権利であることが、高らかに宣言されました。第5回ハンブルグ会議（ドイツ、1997）では「成人学習に関するハンブルグ宣言」が採択され、学習権が基本的人権の基盤となることが宣言され、その実現のための「未来へのアジェンダ（行動目標）」が作成されました。そして、第6回ベレン会議（ブラジル、2009）では、全ての青年・成人の学習権を保障する政策・実践の課題を体系的に示す「ベレン行動枠組み」が採択されました。

※※持続可能な開発目標とは SDGs: Sustainable Development Goals

2015年9月150を超える国連加盟国の首脳に参加のもとに採択された成果文書「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で提示された目標を指す。17の目標それぞれにターゲットが提示されている。ターゲットの総数は169。教育については目標4として提示されている。

目標4 全文は以下のとおり（政府 外務省仮訳より）

目標4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、 生涯学習の機会を促進する

4.1 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。

4.2 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。

4.3 2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。

4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。

4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。

4.6 2030年までに、すべての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。

4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。

4.a 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。

4.b 2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。

4.c 2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。